（2021.02.18）

**放射性同位元素等の購入について**

　放射線障害防止法第２条に定められた放射性同位元素及び法定外の放射性同位元素（機器の校正などに使用する下限数量以下の密封標準線源等）を購入する場合、次の手順に従って事務手続きを行って下さい。

１）放射性同位元素等を購入する際には、湘南放射線管理センターに連絡し、

①放射性同位元素（等）購入申込書（学内用）

②アイソトープ注文書（申込用FAX用紙：日本アイソトープ協会の書式）

　 を請求してください。

なお、その際に使用核種、数量等について打ち合わせをさせていただきます。

２）電子伝票を入力する際には、

**③資料（有無）欄の□に✔を入れる**

**④連絡（有無）欄の□に✔を入れ、『湘南放射線管理センターの許可を得たアイソトープ注文書が届いた後に発注願います。』と記入してください。**

**⑤発注取引先に公益社団法人日本アイソトープ協会と記入してください。**

　 （全ての放射性同位元素の発注取引先は、公益社団法人日本アイソトープ協会です。）

３）書類①、②に必要事項を記入し、湘南放射線管理センターへ提出してください。

なお、**①の上部及び②の指定欄に電子伝票の要求番号のご記入をお願いします。**

４）ご提出いただいた書類①、②は湘南放射線管理センター内で確認、主任者が押印した後、返却いたします。

　　※センターから、施設管理課調達担当に要求番号と①②の書類が調達に届く旨連絡する

５）書類①、②を予算主管課担当（研究支援課又は事務課会計担当）へ提出する。

**※支払(予算)区分が学事費以外は研究支援課へ提出**

予算主管課担当から施設管理課調達担当へ書類をまわしてもらうようお願いする。

６）現品の納入先は17号館湘南放射線管理センターとし、受け渡しは湘南放射線管理センターが行います。

７）放射性同位元素等が不必要になった場合には、必ず湘南放射線管理センターにご相談ください。半減期による減衰を考慮すると法定外（下限数量以下）となる場合、購入時に法定外の放射性同位元素であっても同様です。

全ての放射性同位元素は、産業廃棄物（一般廃棄物）として廃棄することができず、専門の業者に引き渡す必要があります。